

「EU 憲法を制定する条約」の妥協案成立経緯 と修正後の主な内容 (EU)

ブリュッセル・センター

2004年6月18日、初のEU憲法となる「EU憲法を制定する条約」が合意をみた。2003年下半期のEU議長国イタリアの下での合意形成に至らず、2004年上半期の議長国アイルランドによる調整努力が継続され、妥協を重ねつつ、ようやくまとまった。

EUは今後、2004年10月に調印、その2年後を目途に加盟各国での批准手続きを進めたいとしている。一方、英国など数カ国では、批准の是非を国民投票にかけるため、EU憲法条約発効の先行きは不透明である。本レポートでは、妥協案成立の経緯と、主な修正点、修正後の主な内容について解説する。

1. EU憲法条約案策定までの経緯

EU拡大を準備する目的で、EUの機構改革に着手したニース条約が2000年12月に採択された。交渉においては、加盟各国間の利害が対立し、最終的にニース条約に盛り込まれたのは、最小限の改革に留まった。これを踏まえて、欧州理事会（ラーケンでのEU首脳会議）は2001年12月、機構改革案を協議するための協議機関「欧州の将来に関するコンベンション（以下、コンベンション）」の設立を決めた。ジスカールデスタン元仏大統領を議長とする「コンベンション」は、EU憲法条約の制定を通じて機構改革を実現する方針を採用、16ヵ月間の作業をベースに、2003年7月、EU憲法条約原案を欧州理事会に対して提出した。

2. 政府間会議（IGC）の経過

（1）議長国イタリアの失敗（2003年下半期）

当初から、コンベンション案を踏まえて、政府間会議（IGC）で決定を下すとの方針が決まっていた。IGCはEU議長国イタリアにより、2003年10月4日に開始された。IGC

には 2004 年 5 月 1 日に正式加盟が実現した、中・東欧を含む新規加盟 10 カ国も本格的に参加した。25 カ国体制の協議の行方を占う上で、IGC の交渉は一つのテストケースになったが、交渉では各国の見解が鋭く対立し、議長国イタリアは妥協案の策定に失敗した。2003 年 12 月 14 日の欧州理事会（ブリュッセルで開催）の最終声明は、妥協成立の失敗を確認したのみで、その後の交渉日程にも言及することができなかった。

失敗の原因については公式発表がなく、関係者の発言を通じて推測するしかない。広く認められている説によると、特定多数決による議決方式の変更が最大の争点になった。EU 憲法条約原案は、特定多数決による議決要件として、加盟国の 50%以上の賛成、賛成国の合計人口が EU 人口の 60%以上に相当、の二点を設定した。これに対して、スペインとポーランドの二カ国は、ニース条約が定める特定多数決の配分方式の維持を要求した。スペインとポーランドはニース条約（現行制度）で、人口比重にして他国より多い特定多数決持ち票を配分されており、新制度に移行すると発言力（とりわけ議決を阻止する権限）が低下する。協議の過程では、ドイツとフランス、とりわけフランスがこの要求に強く反対、妥協を困難にしたとの指摘もある。議長国のイタリアによるイニシアティブも十分発揮されず、調整は失敗に終わった。

（２）アイルランド議長国の調整成功（2004 年上半期）

2004 年上半期はアイルランドが EU 議長国を務めた。アイルランドは各国との個別の意見調整を積み重ねた末に、3 月 25 日の欧州理事会において、6 月 17～18 日開催の欧州理事会までに議長国が提示した妥協案で合意する、との同意を加盟各国から取り付けることに成功した。風向きが変わったのは、アイルランドの調整努力もさることながら、3 月中旬にスペインで行われた総選挙で政権交代が実現したことが大きく作用している。スペインのサパテロ新首相は妥協に前向きな姿勢を表明、スペインとポーランドによる抵抗は和らいだ。

これに加えて、6 月 10～13 日に加盟 25 カ国で一斉に行われた欧州議会選挙においては、新規加盟国を中心に投票率が極めて低い水準に留まるという事態になった。これも、妥協成立の追い風になった。各国首脳がこのまま EU 憲法の採択が先送りになれば EU のイメージ低下は避けられないとの認識を、共通して持つことになったためである。また、同じく各国首脳が、EU 憲法条約の制定を妨害したとの印象を持たれるのは得策ではないと考えるようになったためでもある。結果、6 月 18 日に IGC は妥協案による合意に達した。

懸案の特定多数決方式については、EU 憲法条約原案をベースに、上記 2 要件の配分パーセンテージを引き上げることで決着、この改正により発言力が相対的に低下する加盟国中の小国も、妥協案を受け入れた。他方、小国に対しては、欧州委員会の委員数を増やすなどの譲歩が認められた。なお、ポーランドをはじめとする一部の諸国は、欧州がキリスト教精神に根ざしていることを憲法前文において明記するよう要求していたが、この要求は退けられた。

3. 妥協案における主要な修正点

欧州委員会（第 I・25 条）

EU 憲法条約の発効後に初めて就任する欧州委員会は、加盟各国から 1 名ずつの委員により構成される。すなわち、委員長と EU 外相（副委員長）を含めて、総勢 25 名体制となる。

次代の欧州委員会（2014 年 11 月からを想定）は、加盟国数の 3 分の 2 に相当する数の委員（委員長と EU 外相を含む）により構成される。ただし、欧州理事会は、全会一致方式により、この数を変更することができる。

欧州委員会委員長の委員任命権限（第 I・26 条）

委員の任命方式に変更が加えられた。原案では、委員長による委員の任命権が強く、欧州理事会は口出しできない形になっていたが、「欧州委員会委員長の（委員任命に関する）権限」が原案と比べて制限された。その結果、委員長との合意に基づき、欧州理事会が委員候補リストを採択する。候補者の選出は、加盟各国の推薦に基づいて行われる。欧州委員会（委員長、EU 外相、各委員）は一括した形で、欧州議会による承認を受ける。この承認に基づき、欧州理事会が特定多数決方式により欧州委員会を任命する。

特定多数決方式（第 I・24 条）

加盟国の 55% 以上、および 15 カ国以上が賛成する、賛成国の人口が EU 人口の 65% 以上を占める、の 2 点を要件とする。

特定多数決方式で否決される場合には、4 カ国以上が反対する必要がある。

例外規定：欧州委員会または EU 外相の提案によらない案件議決の場合、加盟国の 72% 以上、賛成国の人口が EU 人口の 65% 以上を占める、の 2 点を要件とする。

加盟国すべてが議決権を持つわけではない場合(先行統合、ユーロ圏グループなど)には、上記の規定に準じて要件を定める。

改正後の特定多数決方式は 2009 年 11 月 1 日から適用される。EU 人口の 4 分の 3 以上を占める諸国または EU 加盟国の 4 分の 3 を占める諸国が上記の特定多数決方式に反対した場合には、理事会が方式見直しで再検討を行う。

欧州議会の議席数(第 I・19 条)

750 議席を上限とする。各国人口に比例して議席数を配分する。最も議席数配分が少ない国でも 6 議席の割当を受ける(これによりマルタは 5 議席から 1 議席増える)。また、最も配分が多い国の議席数上限は 96 議席とする(ドイツは 99 議席から 3 議席減少)。次回、2009 年の欧州議会選挙前に、議席数の配分を欧州理事会と欧州議会が共同で決定する(理事会の決定は全会一致方式による)。

欧州基本権憲章

EU と加盟各国の裁判所は、基本権憲章制定のためのコンベンションが作成した基本権憲章の解釈指針を考慮に入れることとする(第 II・52 条第 7 パラグラフ)。同じ内容の規定は基本権憲章前文(EU 憲法条約案第 II 部の前文)に盛り込まれていたが、修正により独立した条文となり、この規定の拘束力が高まった。この規定は、特に判例法主義の諸国で、基本権憲章の内容が、既存の法体系に対して過度の制約を加えることになることを避ける効果がある。

ユーログループ

ユーロ圏非加盟国は、ユーロ圏に関する一部の案件に関して、閣僚理事会での議決権が停止される(第 III・91 条)。この規定は EU 憲法条約原案中に既に含まれていたが、最終的な妥協案においては、安定成長協定違反のユーロ圏加盟国に対する勧告や警告、制裁措置に関する議決から非加盟国の除外を明確にする条文が盛り込まれた。ただし、ユーロ圏新規加盟の決定については、非加盟国を含めた閣僚理事会が決定する(第 III・92 条)。

安定・成長協定

EU 憲法条約に付帯する宣言に、主に以下の文言が盛り込まれた。

「リスボン戦略が定めた、雇用創造、構造改革および社会の結束という目的を重視する。」

「財政を健全化し、予算の状況を改善するために、景気拡大期に積極的に努力しなければならない。好況期に財政収支が黒字になるように段階的に努力することにより、景気後退

期に必要な余力を得ることが可能になり、財政を長期的に存続可能とすることに貢献できる。」

これらの文言は、雇用創出等の社会的分野における目標に配慮しつつ、好況期に追加の財政健全化努力を課すという方向で、現行の安定・成長協定における経済基準（財政赤字をGDPの3%以内に抑制する）を緩和する意志を表明したものと受け取られる。ただし、EU憲法条約本体ではなく、EU憲法を制定する条約中の宣言として取り込まれるに留まっており、具体的な安定・成長協定の改正を意味するものではない。

税制

売上税、物品税、その他の間接税に関する各国法規の接近について、それが行政当局間の協力または脱税および不法な租税回避対策に関する措置であることを理事会が全会一致で認定した場合に、理事会は特定多数決方式で関連措置を定めるEU法を制定することができるとした条項（第III-62条第2パラグラフ）が削除された。

法人税に関する措置で、それが行政当局間の協力または脱税および不法な租税回避対策に関する措置であることを理事会が全会一致で認定した場合に、理事会は特定多数決方式で関連措置を定めるEU法を制定することができるとした条項（第III-63条）が削除された。

加盟国間の税制の接近に関して、EU憲法原案は、原則的に全会一致方式とする旨を定めているが、そのうちの脱税取り締まりに関する措置に限っては、特定多数決方式で決定することを可能にする規定を盛り込んでいた。修正後では、そうした規定が削除されており、脱税取り締まりを含めて、税制に関しては、理事会の全会一致方式が維持されることになった。

基本的人権および自由保護のための欧州条約

第I-7条において、EUとして同条約に加盟する方針が明確に示された。同条約へのEUとしての加盟交渉に関する決定に全会一致方式を要求する条項（第III-227条）は修正され、全会一致方式を要求する文言は削除された。その一方で、第I-7条に関するプロトコールが策定され、そこでは特に、「基本的人権および自由保護のための欧州条約」の加盟国に認められる例外規定が、EUとしての同条約加盟後にも維持される旨が明記された。

4. EU憲法を巡る今後の見通し

(1) EU憲法案が描く今後のEU

EU 憲法条約案に関する妥協案の評価は必ずしも簡単ではない。「コンベンション」のジスカーデスタン議長は、憲法原案の 9 割以上がそのまま採用されたことを強調、妥協案は全体として肯定的な内容であり、EU の機構改革が実現に向けたハードルを一つ超えたことを評価している。確かに、欧州理事会の常任議長（EU 大統領）の任命、欧州委員会副委員長としての「EU 外相」の任命、欧州議会の権限強化などを含む主要な改革ポイントは維持されている。EU が法人格を有する超国家機関として、政治統合を進める上での明文化された基盤が導入されたことの意義は確かに大きい。欧州議会の権限強化で意思決定プロセスの民主性が高まったことも見逃せない。

しかし、細部を見ると、加えられた修正により、EU 憲法条約原案におけるよりも、政治統合の意志は後退していることがわかる。特定多数決方式の議決については、原案に比べて、より多くの諸国が賛成しなければ議決がなされない形に改められた。欧州委員会の委員選出においては、欧州理事会の権限が原案よりも強化され（現行制度に近い形に改められた）、委員数の削減も原案ほど踏み込んだ形ではなされないことになった。これは、特に小国が自国出身の委員を確保することを望んだためであり、欧州委員会の加盟各国に対する独立性の強化は、原案よりも後退した格好になった。全会一致方式ではなく、特定多数決方式により議決ができる案件についても、原案よりは範囲が後退した。特に英国の要請により、税制や労働関連などの案件では、全会一致方式が維持されることになった。

その一方で、EU 憲法条約案は、一部の加盟国による先行統合の可能性をこれまで以上に強調する内容ともなっている。ユーロ圏財務相理事会（ユーログループ）はこれまで通り非公式ながら、独自の議長（任期 2 年 6 カ月）の下で運営されることで独立性が高まり、ユーロ圏加盟国の「経済政策の方向づけ」を、EU 全体について決められた経済政策の方向づけを考慮に入れつつ、自ら決定することなどが認められた（第 III-88 条、この点に関しては、政府間会議の交渉を通じて変更は加えられなかった）。議決権はユーロ圏加盟国のみ認められる。ユーロ圏は先行統合の特殊な例と見なすことができるが、狭義の意味の先行統合には含まれ得ない。ユーロ圏への非参加は、一部の加盟国にのみ認められた例外であり、一部の諸国が具体的案件で政治統合を加速させるという先行統合と比べて相違点があるためである。先行統合は、既存の EU 諸条約においても既に可能だが、実際にこの規定が利用されたケースはない。EU 憲法条約案は先行統合の手続きなどを明確に定め、政府間会議もこれを大筋で承認した（軍事・防衛に係る先行統合の承認について、理事会の全会一致方式を要求する条項が追加されている [第 III-328 条]）。

大局的に見て、EU 拡大と EU 機構改革のプロセスは、EU が政治的な統合を深化させるのか、それとも専ら広大な自由貿易圏となることを目指すのかという、二つの方向性の間の緊張関係として捉えることができるだろう。そうした見方をした場合、今回の EU 憲法条約案はどの辺りに位置づけられるのだろうか。まず、25 カ国の大所帯となった交渉において、1 年間という比較的短い期間で、一応の妥協が成立したことは、加盟各国間の政治的な結束力を示す材料と言えるだろう。特に、2004 年上半期の EU 議長国アイルランドは、各国首脳との個別協議を重ねて粘り強く調整を続けた。議長国のリーダーシップが重要であることが改めて確認されたわけで、その意味では、欧州理事会の常任議長の任命や EU 外相の任命など、EU 憲法案に盛り込まれた改正は、EU の政治的結束力を醸成する枠組みを作り出す内容であると言える。

反面、政治統合を国家主権に対する侵害と捉えて、これを警戒する勢力も有力である。EU 加盟によるメリットとして主に EU 補助金と市場の拡大に期待を寄せる新規加盟国の場合、EU の政治統合を通じて、税制や労働法規などの点でハーモナイゼーションを要求されることは望ましくない。労働コストなどの点での比較優位が損なわれてしまうためである。英国も同様の立場から、EU 憲法条約案の交渉を通じて、一連の譲歩を引き出すことに成功した。政治統合推進派であるはずの独仏にしても、具体的な案件になると国益優先の姿勢を打ち出し、決定を妨害するような場面も多い。その意味で、理事会が特定多数決方式ではなく、全会一致方式で決定する案件が数多く残されたことは、EU レベルでの政治的な取り組みを妨げ、EU が事実上、単なる自由貿易圏としてしか機能しなくなる可能性を示唆していると見ることもできる。

(2) 批准の行方

「EU 憲法を制定する条約」について、政府間会議 (IGC) は 2004 年 6 月 18 日に最終合意に至ることができた。ただし、条約の発効がこれで確実にになったわけではない。条約の発効には、加盟 25 カ国のすべてが、これを批准する必要がある。「コンベンション」の期間中はもちろん、IGC の過程で先鋭化した各国の利害対立を考えると、25 カ国すべてが簡単に批准に成功するとは考えにくい。また、妥協案を受け入れた政府の立場が、そのまま国民の立場と一致していると考えられることもできない。例えば英国は、かなりの譲歩を引き出した上で、EU 憲法条約案を承認したが、英国国内の世論は、譲歩の如何を問わず、

EU 憲法条約案には敵対的である。ブレア首相は既に、国民投票で批准の是非を問う方針を示しているが、国民投票の場合に批准出来るかどうかは不透明である。当然ながら、他の諸国でも批准が拒否される場合がありうる。

「EU 憲法を制定する条約」は批准の期限を明確に設けていない。調印から 2 年後に、全体の 5 分の 4 の諸国が批准を完了し、一つまたは複数の国において批准に困難が生じる場合には、欧州理事会が批准の問題を検討する、とする取り決めが付帯文書の中にあるのみである。過去に EU の設立に関する諸条約の批准が失敗したケースとしては、デンマークによるマーストリヒト条約の否決（1992 年）と、アイルランドによるニース条約の否決（2001 年）がある。両国とも、二度目の国民投票で批准を実現した。いずれの場合も、欧州理事会でこの問題が協議され、条約本体は修正せず、付帯文書の形で当該国に配慮する取り決めがなされた上で、二度目の国民投票が実施され、批准にこぎ着けている。加盟国の多くで批准が拒否される事態に陥った場合、選択肢は限られてくる。上記の手法で批准ができない場合には、批准を拒否した国が EU を脱退する可能性も浮上する。

（3）今後の日程

妥協案の技術的な点検・調整作業と加盟各国の公式言語への翻訳・確認作業が既に開始されており、2004 年秋の終了を予定している。これらの準備が終了した後の 10 月 29 日にローマで、加盟国による「EU 憲法を制定する条約」の調印式が行われる予定。調印から批准までの日程は明確には決まっていないが、2 年後をメドに批准を終了し、条約を発効させる方針が固まっている。

EU 憲法条約が発効に至るまでには、加盟国すべてが批准手続を終えなければならないが、英国など一部の加盟国では、国民の間で EU 懐疑論（skepticism）が見られることから、国民投票の実施を余儀なくされている。批准手続に関する加盟各国の動向（2004 年 7 月 19 日現在）をみると、フランスのシラク大統領が 7 月 14 日の革命記念日に、EU 憲法条約を国民投票にかけることを急遽発表し、英国、デンマーク、アイルランド、ポルトガル、スペインに続いて、6 カ国目の国民投票実施決定国となった。

英国は 4 月 20 日に国民投票を実施することを早々と発表しており、ポルトガルとスペインはともに 6 月 23 日に国民投票の実施を発表している。また、デンマークとアイルランドについては、重要な EU 事項については、国民投票を実施することが伝統となっており、特にアイルランドが 2001 年 6 月の国民投票で否決したニース条約を、翌 2002 年 10

月の2度目の国民投票で可決したことは記憶に新しい。

この6カ国以外に、ベルギー、ルクセンブルク、オランダのベネルクス3カ国が国民投票実施に前向きな姿勢を示している。

他方、批准手続きを議会承認で行うとほぼ決めているのは、オーストリア、ドイツ、ギリシャ、イタリア、スウェーデン、キプロス、チェコ、マルタの8カ国で、フィンランド、ハンガリー、スロバキアの3カ国も恐らく議会承認で済ませるものとみられる。

残りのエストニア、ラトビア、リトアニアのバルト3国と、ポーランド、スロベニアは、ポーランドのように国民投票に前向きな国もあるが、国民投票を実施するか、議会承認で済ませるか、まだ方針を明確に決定していない。

こうした中、ドイツのシュレーダー首相は7月16日、ファイナンシャル・タイムズ紙とのインタビューで、加盟25カ国の中で最も早い年内の議会承認を目指す意向を示しており、EU憲法条約批准を牽引しようとする姿勢が伺われる。

5. 妥協案による修正後のEU憲法条約案の主な内容

(1) EUへの国際法人格の付与

EUに単一の法人格を与える(第I-6条)。現在、EUには明確な法的地位が与えられていない。法的地位が確定しているのは、EUの「第一の柱」である欧州共同体(EC)のみであり、「第二の柱」である共通外交・安全保障政策(CFSP)ならびに「第三の柱」である警察・司法協力(PJCC)については、政府間協力の形で行われ、法人格を有する機関の下で進められていたわけではなかった。憲法条約においては、この「三つの柱」という区別を廃止し、すべての項目を、法人格を有するEUが扱う形に単純化する。

ただし、政策の遂行手段と手続きなどは、案件の種類ごとに異なる。共通外交・安全保障政策においては、立法措置を講じることは認められず、いわばEUの行政令に相当する「決定」の採択に限られる(第I-39条)。議決方法は全会一致とする。

(2) EUの活動分野の整理

EUと加盟各国との権限の分担を明確化する(第 部第 編)。EUの活動項目を、「(EUの)独占的権限」、「(EUと加盟国との)共有権限」、「支援・調整・補完的活動」の3種類に分類・整理する。「支援・調整・補完的活動」においては、加盟国に法規の変更を求めることは認められない。

「独占的権限」には、ユーロ圏加盟国の通貨政策、共通通商政策、関税同盟、漁業共通

政策の枠内での漁業資源の保全、がある（第 I-12 条）。

「支援・調整・補完的活動」には、産業、ヒトの健康の保護・改善、教育・職業教育・若年者・スポーツ政策、文化、市民防衛組織、がある（第 I-16 条）。

「共有権限」には、それ以外の項目が入る（第 I-13 条）。ただし、外交・安全保障政策と「自由・治安・司法」政策に関しては、特別な規定が設けられている（下記参照）。

（３）サブシディアリティー（補完性の原則）の順守

サブシディアリティーの違反を検査するメカニズムを設ける（第 I-9 条、第 I-17 条）。加盟各国の議会は、サブシディアリティーの原則を毀損しうる提案がなされた場合、当該国の政府ならびに EU の諸機関に警告を発することができる。一定の手続き後に、欧州司法裁判所に提訴することも認められる。

（４）EU 法令制度の単純化

EU 法令の制度を単純化する（第 部第 5 編）。採択により EU 全域で直接適用される「EU 規則」を「EU 法」に、加盟各国に国内法の整備を命じる「EU 指令」を「EU 枠組み法」に、それぞれ名称を改める。また、EU の立法行為はこの 2 種類のみとする。このほか、EU の諸機関は、それぞれの権限に従って、行政令の性格を有し拘束力のある「規則」と「決定」、拘束力のない「勧告」と「意見」を定めることができる（第 I-32 条）。「EU 法」と「EU 枠組み法」採択に際しては、欧州委員会の提案をベースに、欧州議会と理事会による共同決定を原則とする（第 I-33 条）。「EU 法」または「EU 枠組み法」により、一定の範囲で、欧州委に対して、法規の詳細部分の決定を委任することができる（第 I-35 条）。

（５）民主主義の強化

市民の発議に基づいて EU 立法を行う可能性を認める（第 I-46 条）。十分に多くの国にまたがって、100 万人以上の市民が発議を申請することを条件とする（詳細は EU 法により別途定める）。

加盟各国の議会には、EU 法案等の情報通知を徹底すると共に、加盟国議会と欧州議会との間の協力関係を強化する（第 部付記 I のプロトコル案）。

（６）「自由・治安・司法」領域

現制度での「警察・司法協力（PJCC）」を含めた形での、「自由・治安・司法」領域の統合を強化する（第 I-41 条、および第 部第 編第 章）。各国の司法当局決定の相互承

認を軸に協力を強化すると共に、EU レベルの警察・司法活動（ユーロポール、ユーロジャスト）の発展を促す。特に、「国境を越えて展開される重大な犯罪」について、ユーロジャストを軸に欧州検事局の設置を定める EU 法を、全会一致により制定する可能性を明記した（第 III・170 条）。

（ 7 ）連帯条項

ある加盟国がテロの攻撃を受けた場合、自然災害ないしは人為的な災害に見舞われた場合、軍事力を含めた相互協力を行う（第 I・42 条）。

（ 8 ）共通外交・安全保障政策（CFSP）と EU 外相

EU 外相ポストを新設する。EU 外相は欧州理事会により任命され、EU 外相理事会の議長と欧州委員会の副委員長を兼務する。EU 外相は共通外交・安全保障政策の担当者として、EU の外交活動と対外協力政策の調整役を果たす（第 I・27 条、第 I・39 条）。同政策においては、理事会が全会一致で下す「決定」を主要な政策遂行手段とする。加盟各国は、全体の利益に関係する外交・安全保障政策上のすべての問題について、理事会において協議し、EU の利益に影響を及ぼしうるような行動・公約を国際社会において行う際には、事前に他の加盟国にその旨を諮らなければならない。

共通安全保障・防衛政策を、共通外交安全保障政策の一部に位置づける。防衛政策に関連して、軍備・研究・軍事力に関するエージェンシーを設置し、EU レベルでの軍事力の適正化に向けた調整を進める（第 I・40 条）。欧州理事会が全会一致で議決した場合には、EU レベルでの共通軍事力の設置を認める。

（ 9 ）ユーロ圏の統合強化

ユーロ圏の財務相会議（ユーログループ）は、財政規律の調整ならびに監視の強化、および、EU レベルで採択された措置と両立する範囲内での経済政策の方針決定を目的として、必要な措置を採択することができる。議決にはユーロ圏の財務相のみが加わる。ユーロ圏人口の 5 分の 3 以上を占める過半数の国の賛成を経て採択する（第 III・88 条 2 項）。

（ 10 ）欧州議会

欧州議会の立法権を強化する。欧州議会と理事会による共同決定手続き（「通常立法手続き」に改称される予定）が採用される分野を、現行の 37 分野から約 80 分野にまで増やす。2009 年の選挙の前までに、各国の議席配分を手直しする。750 議席を上限とする。各国の

人口に比例して議席数を配分する。各国は最低でも 6 議席の割当を受ける。1 国に割り当てられる議席数の上限は 96 議席とする。

(11) 欧州理事会の常任議長

欧州理事会の常任議長 (EU 大統領) のポストを設ける。欧州理事会が特定多数決で任命する。任期は 2 年 6 ヶ月、再任は 1 回のみ可とする。常任議長は、理事会会合の準備・司会に当たると共に、欧州委員会ならびに EU 一般問題理事会との協力の下で、理事会活動の継続性維持と、25 ヶ国に増える欧州理事会の求心力の確保、ならびにコンセンサスの醸成に努める。

(12) 閣僚理事会

理事会での議決方法を、原則的に特定多数決による議決に切り替える (第 I-22 条)。ただし、一部の案件 (税制など) については、全会一致方式を維持し、加盟各国による事実上の拒否権を温存する。

閣僚理事会は、外相理事会と一般問題・立法理事会のみを常設理事会とする。その他の閣僚理事会については、案件ごとに欧州理事会がその招集を決めることができる (第 I-23 条)。

一般問題・立法理事会は、一般問題理事会として、欧州理事会の会合の準備と、欧州委員会との連絡を担当し、他の閣僚理事会の作業との整合性を確保することを任務とする。また、立法理事会としては、欧州議会との共同決定手続きにより、「EU 法」・「枠組み法」を制定する。この場合、案件ごとに関係閣僚 2 名までが参加することができる。

外相理事会は、欧州理事会が定めた戦略ラインに則って、EU の外交政策を準備すると共に、その活動の整合性を確保する。外相理事会の会合は EU 外相が議長を務める。

外相理事会を除き、閣僚理事会の議長は、3 ヶ国のグループが 18 ヶ月の期間にわたり務める。3 ヶ国は、EU 内の多様性と地理的均衡とを考慮に入れて選ばれる。全加盟国が輪番制により平等に議長を務める機会を認められることとする。

(13) 特定多数決

欧州理事会または閣僚理事会が「特定多数決」方式で議決する場合には、加盟国の 55% 以上が賛成し、その人口が EU 人口の 65% 以上を占めている、ことを必要とする。特定多数決方式で否決される場合には、4 ヶ国以上が反対する必要がある。

欧州委員会または EU 外相の提案によらない案件の議決の場合、加盟国の 72% 以上が

賛成し、その人口が EU 人口の 65%以上を占める、ことを必要とする。

上記の規定は、2009 年 11 月 1 日に発効する。それまでは、現行の持ち票配分による特定多数決方式を維持する（第 I-24 条、第 1 部付記 のプロトコール案）。

（14）欧州委員会

欧州委員会委員長は、欧州理事会の提案を受けて、欧州議会の過半数の支持を以って任命する（第 I-26 条）。委員長との合意に基づき、欧州理事会が委員候補リストを採択する。候補者の選出は、加盟各国の推薦に基づいて行われる。欧州委員会（委員長、EU 外相、各委員）は一括した形で、欧州議会による承認を受ける。この承認に基づき、欧州理事会が特定多数決方式により委員会を任命する。欧州委員会の任期は 5 年間とする。

EU 憲法条約の発効後に初めて就任する欧州委員会（2009 年 11 月を予定）は、加盟各国から 1 名ずつの委員により構成される。すなわち、委員長と EU 外相（副委員長）を含めて、総勢 25 名制となる。

次代の欧州委員会（2014 年 11 月からを想定）は、加盟国数の 3 分の 2 に相当する数の委員（委員長と EU 外相を含む）により構成される。ただし、欧州理事会は、全会一致方式により、この数を変更することができる。

（田中 晋）

以 上